

姫路ケーブルテレビ 契約約款 〈神崎郡神河町〉

ケーブルテレビサービス契約約款

姫路ケーブルテレビ株式会社（以下「ウイंक」という。）と、ウイंकが行うサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という。）との間に締結される契約（以下「加入契約」という。）は、以下の条項によるものとします。

第1条（サービス）

ウイंकは、神河町ケーブルテレビネットワークよりチャンネルリースした施設（以下「町施設」という。）及びウイंकが設置する施設（以下「ウイंक施設」という。）により、神河町（以下「業務区域」という。）において、加入者に次のウイंकのサービスを提供します。

（1）ベーシックサービス

放送事業者のテレビジョン放送、テレビジョン多重放送、高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送）、ラジオ放送（FM及びBSデジタル放送）及びBSデジタルデータ放送の各同時再送信サービス並びに自主放送サービスのうち、それぞれ別表に定める利用料金の支払いにより視聴可能となるサービス

（2）ペイ放送サービス

放送事業者のテレビジョン放送、テレビジョン多重放送並びに自主放送サービスのうち、それぞれ別表に定める利用料金の支払いにより視聴可能となるサービス

（3）その他特殊サービス

第2条（契約の単位）

加入契約は、加入者引込線1回線ごとに行います。

第3条（契約の成立）

加入契約は、加入契約者が加入申込書を提出し、ウイंकが承諾したときに成立するものとします。

第4条（加入申込みの撤回等）

加入者は、加入申込み当日から、当社が交付する契約内容を記載した書面を受領後

8日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回（以下「初期契約解除」という。）を行うことができます。

2 初期契約解除は、加入者が前項の文書を発したときにその効力を生じます。

3 初期契約解除の場合、加入者は当該サービスの利用料、手数料及び実施済みの工事費用を支払うものとします。

第5条（最低利用期間）

放送サービス(多チャンネルサービス)には、6か月間の最低利用期間があります。

2 加入者は、サービス提供を開始した日の属する月を1と起算して最低利用期間内に解約もしくは加入契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに料金表の定めにより解除料を支払っていただきます。

第6条（加入金及び利用料）

加入者は、別に定める加入金及び利用料をウイंकに支払うものとします。

2 ウイंकが第1条に定める全てのサービスを、月のうち事故等により継続して10日以上行わなかった場合には、当該月分の利用料は、前項の規定にかかわらず無料とします。

3 社会経済情勢の変化に伴い、利用料の改定をすることがあります。その場合には、改定1か月前までに当該加入者に通知します。

4 NHKのテレビ受信料及び株式会社WOWOWの視聴料はウイंकが設定した利用料の中に含まれません。

第7条（セットトップボックスの貸与及びその他の機器の貸与、提供）

ウイंकは加入者にセットトップボックスの貸与、その他の機器の貸与、提供をします。

2 加入者は使用上の注意事項を遵守して維持管理するものとします。

3 加入者の故意又は過失により破損又は紛失した場合、修復、補填に要する費用は加入者が負担するものとします。

4 セットトップボックスによる機能を利用して録画・録音されたデータが消失した場合、これにより生じた損害につきまして原因の如何を問わずウイंकは一切の責任を負わないものとします。

5 ハードディスク付きセットトップボックスを返却又は交換した場合、ハードデ

イスク内の録画内容はすべて消失するものとします。

6 加入者は契約が解約された場合は、速やかにセットトップボックスをウイंकに返却するものとします。

7 加入者は、初期契約解除の場合は、当社より貸与または提供した機器を、1か月以内に当社に返却するものとします。なお、1か月を過ぎて返却のない場合は、加入者は当社に対し、弁済金を支払うものとします。

第8条（施設の設置及び費用負担等）

ウイंकは本施設のうち、放送センターからカプラ又はタップオフまでを設置し、カプラ又はタップオフからONU又は保安器までの施設は加入者の費用負担において設置するものとします。

2 加入者は本施設のうち、ONU又は保安器の出力端子以降すべての施設を設置し、設置に要する費用を負担します。この場合、設置の際の使用機器・工法等についてはウイंकの指定に従うものとします。

3 本施設のうちONU又は保安器の出力端子以降のすべての施設（以下「加入者施設」という。）は加入者が所有するものとします。ただし、セットトップボックス及び当社より貸与した機器はこの限りではありません。

4 加入者施設の設置工事をウイंकが行った場合、加入者はウイंकに別に定める工事費を、別途指定する期日までに指定する方法により支払うものとします。この場合の工事の保証期間は工事完了日より1年間とします。

第9条（料金の支払方法）

加入者は第6条に定める加入金・利用料、第7条に定める費用、第8条に定める工事費及び第18条・第21条に定める手数料（以下「料金」という。）を、別途ウイंकが指定する期日までに指定する方法により支払うものとします。

第10条（遅延利息）

加入者が料金の支払を支払い期日より遅延した場合は、支払い期日の翌日から起算して支払いの前日までの期間について年利14.6%の割合で計算した額を遅延損害金としてウイंकに支払うものとします。

第11条（サービス提供の停止による損害の賠償）

ウイंकは天災、事変、その他ウイंकの責に帰することのできない事由によるサービス提供の停止に基づく損害の賠償には応じません。

第12条（責任事項）

ウイंकはウイंक施設について維持管理責任を負います。なお、加入者はウイंक施設の維持管理の必要上、ウイंकのサービス提供が、一時的に停止することを承認するものとします。

第13条（設置場所の無償使用）

ウイंकは、本施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有若しくは占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします。

2 加入者は、加入契約の締結について、地主、家主その他利害関係人があるときは、あらかじめ必用な承諾をえておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第14条（便宜の供与）

加入者は、ウイंक又はウイंकの指定する業者が本施設の検査、修復等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合はこれに従ずるものとします。

第15条（不正使用の禁止）

ウイंकは加入者がウイंक指定の受信機以外の機器に接続することを禁止します。

2 加入者は、前項に違反した場合は、加入者がウイंकのサービスの提供を受けはじめたときにさかのぼり、当該利用料をウイंकに支払うものとします。

第16条（著作権・著作隣接権侵害の禁止及び成果物の帰属）

加入者は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの、不特定又は多数人に対する対価を受けての上映、録画機器、その他の方法による複製、及びかかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権及び著作隣接

権を侵害する行為をすることはできません。

2 当社は、加入者の本サービス利用に関する視聴状況等の統計情報（個人を特定できる情報は含みません）を作成することができます。なお、当該統計情報及びこれらに基づく情報は当社に帰属し、加入者は如何なる権利も持たないものとします。

第17条（故障）

ウイנק又はウイנקの指定する業者は、加入者から本施設に異常がある旨申し出があった場合はすみやかにこれを調査し、必要な措置を講じます。ただし、加入者の受信機に起因する受信異常については、この限りではありません。

2 加入者は、加入者施設の修復に要する費用を負担するものとします。

3 加入者は、加入者の故意又は過失によりウイנק施設に故障が生じた場合には、その施設の修復に要する費用相当の損害金をウイנקに支払うものとします。

第18条（一時停止等）

加入者は、ウイנקのサービスの提供の一時停止又はその再開を希望する場合には直ちにウイנקにその旨を文書により申し出るものとします。この場合、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の料金は無料とします。

2 加入者は、サービスの一時停止及び再開を希望する場合、別に定める手数料をウイנקに支払うものとします。

第19条（サービス内容の変更）

ウイנקは、第1条に定めるサービスの内容を変更することができるものとします。なお変更によって起こる損害の賠償には応じません。

第20条（設置場所の変更）

加入者は、次の場合に限り、受信機あるいはセットトップボックスの設置場所を変更することが出来るものとします。

（1）変更先が同一敷地内の場合

（2）変更先がウイנקの業務区域内で、かつ最寄りのカプラ又はタップオフに余裕がある場合

2 加入者は、前項の規定により変更しようとする場合は、ウイנקの文書により

その旨申し出るものとします。

3 加入者は、前2項の規程による変更による費用を負担するものとします。

第21条（名義変更）

加入者の名義は、次の場合に変更することができるものとし、新名義人はウイंकに文書で届出することにより、旧加入者の名義を変更するものとします。

（1）相続により名義を変更するとき。

（2）法人たる加入者が合併又は組織変更により商号を変更するとき。

2 加入契約に定める受信設備の設置場所で、親族等間において名義変更を希望する場合、ウイंकが必要、かつ、やむを得ないと認めた場合に限り名義変更をすることができます。この場合、1項に定める届出の提出が必要です。また、新名義人は旧名義人の権利義務を継承することになります。

3 個人たる加入者が改姓・改名した場合及び法人たる加入者が単に商号を変更した場合においても、1項に定める届出を必要とします。

4 新名義人は、別に定める手数料をウイंकに支払うものとします。

第22条（加入申込書記載事項の変更）

加入者は、加入申込書記載のサービス内容の変更を希望する場合には、別途ウイंकが指定する方法によってウイंकに申し出るものとします。申し出があった場合、ウイंकはすみやかに変更された契約内容に基づいてサービスを提供します。

2 前項の外、加入申込書に記載した事項について変更がある場合は、加入者は文書によってウイंकに届出るものとします。

第23条（解約）

加入者は、加入契約を解約しようとする場合は、解約を希望する日の10日前までに文書により、ウイंकにその旨を申し出るものとします。

2 前項による解約の場合、加入者は当該解約の日の属する月まで第6条に定める利用料を支払うものとします。

3 第1項による解約に伴い、ウイंक施設の撤去を必要とする場合には、その撤去に要する費用は加入者が負担するものとします。また、撤去に伴い加入者が所有若しくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。

4 利用料の前納分に対しての払い戻しについては別に定めます。

5 加入者が別途支払った基幹放送事業者への加入料、視聴料等が払い戻されず加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社は何らの責任も負わないものとしします。

第24条（加入者の義務違反による停止及び解約）

ウイंकは、加入者にこの約款に違反する行為、あるいはウイंकの業務遂行上著しい支障を与え又はおそれのある行為を行った場合は、サービスの提供を停止し、あるいは直ちに加入契約を解約することができるものとしします。なお、解約については、第23条第2項、第3項及び第5項の規程を準用します。

第25条（領収書の省略）

加入金、工事費、利用料等の金融機関の自動振替による支払いについては原則として加入者への領収書の発行はしないものとしします。

第26条（B-CASカード及びC-CASカードの取扱いについて）

B-CASカードに関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

2 C-CASカードを必要とするセットトップボックスを利用する加入者は、セットトップボックス1台につき1枚のC-CASカードを当社より無償貸与されるものとし、セットトップボックスの解約又は契約の解除後は、すみやかにC-CASカードを当社に返却するものとしします。また、当社は必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換及び返却を請求することができるものとしします。

3 C-CASカードは当社に帰属し、当社は加入者が当社の手配による以外のデータ追加及び変更並びに改ざんすることを禁止し、それらが行われたことによる当社及び第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとしします。

4 加入者が故意又は過失によりC-CASカードを破損又は紛失した場合には、加入者はその損害分を当社に支払うものとしします。

第27条（個人情報の取り扱い）

当社は加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて

適正に取り扱うものとします。

2 加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報に関する公表事項」において公表するものとします。

第28条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合は、ウイנק、加入者は契約の締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

第29条（約款の変更）

1 本約款の条項は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。

2 前項の規定に基づく当約款の変更の際は、変更後の約款の内容と適用開始日を、当社ホームページでの公示その他相当の方法によって予め公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第30条（管轄裁判所）

加入契約に関する紛争が生じたときは、ウイנקの本店所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。

附則

（1）ウイנקは特に必要があるときは、この約款に特約を付することができるものとします。

（2）この約款は、各世帯（同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団）個別に契約する場合に適用するものとし、加入者引込線1回線により、複数世帯が加入する場合には、契約の単位を各世帯ごととします。

（3）一括加入、業務用などについては別に定めます。

（4）この約款は、2021年9月1日から施行します。

別表 料金表（消費税込）

加入金 16,500円

標準工事費

	ウイנק対応住宅	
ケーブルテレビ宅内工事費	11,000円(テレビ1台)	
ケーブルテレビ宅内工事費 (オプション)	配線追加工事費 +5,500円/テレビ台数	共聴工事費 +11,000円

※工事内容により、別途費用をいただく場合があります。

月額利用料

デラックス基本利用料 5,170円/台

デラックス増設利用料 3,300円/台

スタンダード基本利用料 4,620円/台

スタンダード増設利用料 2,750円/台

ハードディスク付きセットトップボックスレンタル料 1,100円/台

DVD付きセットトップボックスレンタル料 1,650円/台

ブルーレイ付きセットトップボックスレンタル料 2,200円/台

ペイチャンネル月額利用料

東映チャンネル 1,650円/台

衛星劇場 1,980円/台

BS10 プレミアム 1,980円/台

J SPORTS 4 1,430円/台

グリーンチャンネル 1,100円/台

グリーンチャンネル2

KNTV 3,300円/台

フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム 2,360円/台

フジテレビ ONE・TWO・NEXT セット 2,910円/台

TAKARAZUKA SKY STAGE 2,970円/台

プレイボーイチャンネル 2,750円/台

レッドチェリー 2,750円/台

プレイボーイチャンネル 3,300円/台

レッドチェリー

レインボーチャンネル 2,530円/台

諸手数料

料金明細ハガキ 110円/月

別表2 料金表（最低利用期間及び解除料/不課税）

契約約款第5条に定める最低利用期間は6か月とします。解除料は最低利用期間の
残余期間分の利用料に相当する額とします。

別表3 弁済金（不課税）機器等の紛失および修理不能による場合にも適用します

S T B	（本体）	C A Sカード含む	30,000円/台
ハードディスク付きS T B	（本体）	C A Sカード含む	50,000円/台
D V D付きS T B	（本体）	C A Sカード含む	80,000円/台
ブルーレイ付きS T B	（本体）	C A Sカード含む	90,000円/台
S T Bリモコン			3,000円/個
ハードディスク付きS T Bリモコン			3,500円/個
D V D付きS T Bリモコン			3,500円/個
ブルーレイ付きS T Bリモコン			3,500円/個
B-C A Sカード			1,900円/枚
C-C A Sカード			2,800円/枚

附則

この料金表は、2026年4月1日から実施します。